

## [事案 2019-86] 転換契約無効請求

・令和2年1月9日 裁定終了

### <事案の概要>

転換時、募集人が契約内容について虚偽の説明を行ったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和60年3月に契約した定期特約付養老保険を、平成21年1月に転換し、平成23年12月に契約者名義を母から自分に変更した利率変動型積立保険について、転換時、以下のとおり、募集人が母に対して虚偽の説明を行ったことや、設計書に添えた手紙に記載された契約内容と実際の契約内容が違ふことが判明したので、転換を無効とし、転換前契約を復旧させた上で、転換前契約の満期保険金等を支払い、本契約の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人の誤った説明により、積立金がどんどんたまり、転換してもマイナスはない保険だと誤信した。
- (2)保険料の4割近くが積み立てられると説明を受けたが、実際は1割強しか積み立てられない契約だった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、手紙で紹介したプランに加え、申立人の希望に応じて死亡保険金額を増額したプランや積立部分の保険料を下げた複数の設計書を提示しており、最終的に申立人母が本契約を選択した。
- (2)募集人は本契約に転換するまで4、5回申立人母の自宅を訪問しており、それぞれ1時間程度設計書を用いて説明した。申立人母も説明内容を十分理解していた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人母が募集人からの手紙や虚偽説明によって契約内容を誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。